

横浜市資源集団回収指定資源物問屋協定書

横浜市（以下「甲」という）と、資源物取扱問屋（以下「乙」という）は、横浜市資源集団回収（以下「集団回収」という）で回収された資源物について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、集団回収により回収された資源物について、適正な計量の実施及び確実なリサイクルを行うことにより、資源の再利用とごみの減量化を促進することを目的とする。

（計量の実施）

第2条 乙は、集団回収により回収された資源物について、「横浜市資源集団回収資源物計量要領」に従い、計量を行う。

（計量証明）

第3条 乙は、「横浜市資源集団回収資源物計量要領」に従って、計量証明の管理と発行を行う。

（古紙・古布の受入）

第4条 乙は、資源集団回収により回収された古紙・古布を受入れ、確実にリサイクルを行わなければならない。

（指定問屋登録）

第5条 甲は、乙の申請に基づき、乙が本協定を遵守することを条件として、乙を横浜市集団回収指定資源物問屋（以下「指定問屋」という）として登録する。

2 前項により登録した指定問屋の登録期間は3年間とする。

3 甲は、乙が本協定に違反したと認めた場合、また、乙が資源集団回収奨励金交付にかかる不正行為に直接関与したと認めた場合、乙の指定問屋の登録を抹消する。

4 前号により登録を抹消されたものは、一定期間、指定問屋として登録することはできないものとする。

（指定問屋登録申請）

第6条 乙は、横浜市資源集団回収指定問屋登録届出書（第1号様式）により、甲に指定問屋の登録申請を行う。

（回収業者に対する搬入先の指定）

第7条 乙は、資源集団回収登録業者が集団回収により回収した資源物を取り扱うこととする。

（損害の賠償）

第8条 乙は、本協定に違反して不正な計量を行った場合、甲に対して与えた損害を賠償する責任を負う。

上記協定の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

「横浜市資源集団回収資源物計量要領」

横浜市と横浜市資源集団回収資源物指定問屋協定を締結した資源物取扱問屋は、この要領に従って計量を実施するものとする。

1 計量方法について

項目	実施方法
計量機について	計量法に基づく検定を受けた計量機を使用する。
計量システムについて	空うちの計量証明の発行が不可能なチェック体制を整備し、チェック方法を横浜市に提出する。

2 計量証明の発行について

項目	実施方法
記載事項	下記の事項を記載した計量証明を、印字により発行すること (1) 計量証明である旨の表記 (2) 計量証明の発行番号及び発行年月日 (3) 計量証明を発行した資源物問屋の名称 (4) 計量の結果
押印	計量証明の一部を何らかの理由により手書きで作成する場合は、計量証明に代表取締役または店長の押印をし、理由を付すこと。

3 計量証明の管理

項目	実施方法
白紙の計量証明用紙について	印字されていない白紙の計量証明用紙については、管理場所を定め、適正な在庫管理を行う。
計量証明の発行管理	計量証明の発行記録と、取引台帳との照合を行い、架空の計量証明の発行を防止する。

4 計量の立ち会い・調査

横浜市が必要と認めた場合、横浜市は計量の立会や回収量調査を行う。資源物問屋は、横浜市の立ち会い・調査に協力し、資源集団回収計量結果のデータを提出する。